

報告第 11 号

専決処分の報告について
(車両事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、損害賠償額について、次のとおり専決処分する。

令和7年4月24日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 物損事故

2 賠償の相手方
及び賠償額

相 手 方 那覇市在住

賠 償 額 88,000円